

木曾平沢 許可基準

種別	主屋等	塗蔵等	
建築物	位置	外壁の位置を隣家と揃え、壁面の連続性を確保する。	主屋の奥、敷地中ほどの位置とする。 外壁の位置を隣家とほぼ揃える。
	構造	原則、木造真壁造、平入とする。	原則、土蔵造、平入とする。
		原則、二階建以下とする。	原則、三階建以下とする。
	屋根	軒桁の高さは道路面から6.5m以下とする。	—
		原則、切妻造、鉄板葺とする。	原則、切妻造、鉄板葺あるいは桟瓦葺とする。
		勾配は周辺の景観に調和したものとする。	勾配は周辺の景観に調和したものとする。
		軒裏は周辺の景観に調和したものとする。	軒裏は周辺の景観に調和したものとする。
		軒の出は周辺の景観に調和したものとする。	軒の出は周辺の景観に調和したものとする。
	庇	庇は周辺の景観に調和したものとする。	—
	外壁 及び 開口部	主屋は、一、二階の壁面線を揃えるか持ち出す。	一、二階の壁面線を揃える。
外壁は、道路に面する正面を土壁又は板壁、側面は土壁又は下見板張りとする。		土蔵造の場合、外壁は大壁造、白漆喰塗りとする。	
原則、道路に面する建具は木製とする。		一階の開口部は入口のみとし、漆喰塗りの土戸、板帯戸あるいは障子戸の引き戸とする。二階及び三階は、掃き出しで内法高さの低い戸口とし、障子戸あるいは板帯戸の引き戸とする。	
色彩	周辺の景観に調和するものとする。	周辺の景観に調和するものとする。	
工作物	歴史的風致を損ねないものとする。		
教育委員会が特に必要と認め、塩尻市伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得られたものは、上記の基準にかかわらず、この限りでない。			

木曾平沢 修理基準

種別	修理基準
建築物	痕跡を調査の上、各建築物固有の歴史的特性により、現状維持あるいは復原修理とする。
工作物	痕跡を調査の上、各工作物特有の歴史的特性により、現状維持あるいは復原修理とする。 又、所在地の意味を尊重し、位置などをむやみに変更しない。